

すまいるネット中・四国 会則

(名称)

第1条 本会は「すまいるネット中・四国」と称する。

(目的)

第2条 本会は住宅関連法等を遵守し事故抑制に資する品質の高い住宅の供給を図り、住宅事業者等の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 本会は第2条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 会員に対する各種情報の提供
- (2) 会員に対する、研修会、セミナー等の開催
- (3) 住宅の品質管理基準の作成、普及並びに当該基準への適合性確認に関する事業
- (4) その他、本会の目的を達成するために必要な事業

(会員)

第4条 本会の規約に賛同し、会員として登録を受けた住宅事業者とする。

(入会・登録変更・退会)

第5条 本会への入会を希望する事業者は支部を経由して事務局に入会申込書を提出し登録されなければならない。

- 2 会員は、登録した内容に変更が生じた場合には速やかに支部を経由して事務局に報告しなければならない。
- 3 会員は、本会から退会しようとするときは支部を経由して事務局に退会届を提出することによりいつでも退会できる。
- 4 入会后2年に渡って事務局より会員に連絡できないときは退会したものとみなす。

(役員・運営委員会)

第6条 本会の円滑な運営を図るため、次の役員を置く。

- (1)理事 各支部より1名かつ最大で9名
 - (2)会長 理事の中より1名
 - (3)副会長 理事の中より1名
- 2 役員任期は1年とする。但し、再任を妨げない。
 - 3 本会の円滑な運営を図るため、役員で構成する運営委員会を設置し、会長が総理する。
 - 4 前項の運営委員会は、持ち回り決議とすることができる。

(支部及び事務局)

第7条 本会の円滑な運営を図るため、次の支部を置く。

鳥取県支部	一般財団法人鳥取県建築住宅検査センター 内
島根県支部	一般財団法人島根県建築住宅センター 内
岡山県支部	岡山県建築住宅センター株式会社 内
広島県支部	株式会社広島建築住宅センター 内
山口県支部	一般財団法人山口県建築住宅センター 内
徳島県支部	公益社団法人徳島県建築士会 内
愛媛県支部	株式会社愛媛建築住宅センター 内

2 本会の運営に必要な庶務等を行うため、事務局を置く。事務局は原則として、年度毎に各支部の持ち回りとする。

(入会金及び年会費)

第8条 入会金及び年会費を徴収する場合は、それぞれの支部において別に定めるものとする。

(事業年度)

第9条 事業年度は毎年4月1日から翌年の3月31日までとする。

(内部監査)

第10条 本会の事業を行うにあたり、各支部にて処理が適切に行われていることの確認のため、別に定める「内部監査要領」により監査を実施する。

(個人情報の取扱い)

第11条 本会の運営に当たり、知り得た個人情報について別に定める「個人情報保護方針」により取り扱う。

(その他)

第12条 本会則に定めのない事項は、第6条第3項の運営委員会で協議し決定するものとし、会員に通知する。

(附則)

本会則は、平成29年3月17日から施行する。

一部改定：平成30年2月19日